

南箕輪村地域公共交通会議次第（第1回）

日時：令和元年5月24日（金）

午後1時30分から

場所：南箕輪村役場2階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 副会長の指名

5 協議事項

（1）南箕輪村巡回バス「まっくんバス」の運行状況及び利用促進について

（2）伊那地域定住自立圏における行政区域間縦断路線バス「伊那本線」について

（3）伊那市バス路線（旧伊那バス路線）「西箕輪線」の運行について

（4）地区からの公共交通への要望について

（5）その他

6 その他

7 閉 会

memo

[illegible]

南箕輪村地域公共交通会議 委員名簿

(委嘱期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日)

役職名	所属	職名	委員氏名	選出区分	備考
会 長	南箕輪村	村長	唐木 一直	村長	
委 員	伊那バス株式会社	代表取締役社長	藤澤 洋二	一般乗合旅客自動車運 送事業者その他の一般 旅客自動車運送事業者 及びその組織する団体	
	ジェイアールバス 関東株式会社 中央道支店	支店長	宮本 昭一		
	有限会社白川タクシー	代表取締役	白川 光朗		
	伊那バス労働組合	組織部長	伊藤 昭浩	一般乗合旅客自動車運 送事業者の事業用自動 車の運転者が組織する 団体	
	村区長会	久保区長	堀 喜夫	住民又は利用者の代表 者	
		中込区長	山本 友昭		
		塩ノ井区長	征矢 敏雄		
		北殿区長	唐澤 実		
		南殿区長	出来 俊昭		
		田畑区長	松澤 純一		
		神子柴区長	丸山 和敏		
		沢尻区長	山田 茂		
		南原区長	酒井 明		
		大芝区長	城田 忠志		
		大泉区長	清水 一利		
		北原区長	鈴木 眞一		
	北陸信越運輸局長 野運輸支局	首席運輸 企画専門官	荒井 信吾	北陸信越運輸局長又は その指名する者	
	伊那警察署	交通課 交通係長	上倉 裕樹	道路管理者、長野県警 察、その他交通会議が 必要と認める者	
	伊那建設事務所	企画幹兼 維持管理課長	岩下 康之		

	所属	職名	氏名	備考	
事務局	地域づくり推進課	課長	田中 俊彦		
		係長	山口 弘一郎		
		主査	北原 康裕		

○南箕輪村地域公共交通会議設置要綱

平成20年10月9日

告示第52号

改正 平成28年3月17日告示第22号

南箕輪村地域公共交通会議設置要綱を次のように定め、平成20年10月9日から施行する。

(趣旨)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 村長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、長野県警察、その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任させることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、村長を充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事)

第8条 交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、交通会議で選任する。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、地域づくり推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

前 文 (平成28年3月17日告示第22号抄)

平成28年4月1日から施行する。

南箕輪村巡回バス「まっくんバス」の運行状況及び利用促進について

1 南箕輪村巡回バス「まっくんバス」の概要

自家用車等の普及によりバスの利用者は減少し、村内の民間バス路線は廃止、縮小の一途をたどっている状況下において、高齢者をはじめ自分で車を運転できない方たちにとってバスは生活のために欠くことのできない交通手段であり、多くの方の生活の足となるため誰でも乗ることができる村内巡回バスを運行しています。

(1) 運行開始年月 平成 15 年 4 月

(2) 運行系統 別添（まっくんバス時刻表）のとおり

(3) 対象者 誰でも利用可

(4) 路線

バス 2 台で 4 コースを巡回

北コース・東コース（5 巡回）、南コース・南原沢尻コース（4 巡回）

(5) 運行

土・日・祝祭日及び年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）を除く毎日

(6) 運賃

運賃 大人 200 円、小学生・障がい者・免許自主返納者 100 円

小学校就学前及び 75 歳以上の高齢者※は無料

（※高齢者については平成 30 年 4 月から無料化）

○回数券

大人 200 円 1 冊（10 枚綴り大芝高原温泉入浴券付き） 2,000 円

小学生・障がい者 1 冊（10 枚綴り味工房ジェラート券付き）1,000 円

○定期券

1 ヶ月 6,000 円（小学生・障がい者は 3,000 円）

3 ヶ月 18,000 円（ ” 9,000 円）

6 ヶ月 36,000 円（ ” 18,000 円）

(7) 運行方式

道路運送法第 4 条による乗合旅客運送（通常の一般乗合旅客運送事業）

南箕輪村から伊那バス（株）に運行委託

運賃については、道路運送法第 9 条及び同法施行規則第 9 条の規定に基づき届け出た運賃に設定（地域公共交通会議で合意を経た協議運賃）

(8) その他

「まっくんバス」の名称と車体のデザイン、ロゴマークは、平成 11 年度の南箕輪中学校 2 年 3 組の皆さんが村に寄せてくれた案を取り入れて決定。

2 「まっくんバス」のこれまでの改正等の経緯

(1) 運行体制の基本的な考え方

○誰でも乗ることができる

高齢者、障がい者等の一般的に交通弱者といわれる方々だけではなく、自分で車を運転しない全ての人を対象とします。

○移動目的とする施設

各地区から村役場、大芝の湯、伊那中央病院、商業施設へ移動できることを目的とします。朝夕の便ずつは伊那養護学校への通学（養護学校前バス停の到着時間、駅での乗り継ぎ）に対応します。

(2) 改正等の検討経緯

利用者の利便性や安全性を向上させるため、継続的にルートの見直し等の検討を行っています。

これまで、平成 15 年の運行開始以来、平成 16 年、平成 21 年の見直しを経て、平成 23 年 10 月にバス 2 台体制とする全面改正を行いました。その後も利用状況、利用者の意見の聴取などをふまえて、随時バス停の新設など一部見直しを行っています。

また、平成 15 年度当初に導入した車両について、走行距離が長くなり故障等も多くなっていたことから、平成 31 年 3 月に新車両に更新しました。

(3) 直近 3 か年の主な改正点

【平成 29 年 4 月】

- ①バス停の新設 ふれあいの里バス停、塩ノ井バス停
- ②バス停の移設 大和泉神社前→「原胃腸科外科医院前」
中込線北殿 →「中込線塩ノ井」

【平成 30 年 4 月】

- ①バス停の移設及びそれに伴うルートの一部変更
原胃腸科外科医院前バス停の廃止、大和泉神社前バス停の新設
- ②減便
利用者が少ない最終便（南コース 5 便、南原・沢尻コース 5 便）を減便
- ③高齢者（75 歳以上）の運賃の無料化

【平成 31 年 4 月】

- ①バス停の新設 大泉東バス停

3 運行実績・経費

(1) 運行実績 (別紙1のとおり)

(2) 運行経費

○運行については伊那バス(株)に委託し、経常損失を村が負担します。

○平成30年度決算状況(平成29年10月～平成30年9月)

経常収益	1,675千円(前年比 803千円減)
経常費用	42,383千円(前年比 1,181千円増)
経常損益(村委託料)	△40,707千円(前年比 1,983千円増)

ただし、特別交付税として経常損失の8割が補てんされます。また、伊那市からの負担金(御園地区通行に伴う負担分約270千円)や、バス停広告収入(58千円)を入れて、村の実質負担額については、約8,077千円となります。

【経常損失の主な増加要因】

(収益) 高齢者の運賃無料化に伴うもの(776千円減)

(費用) 人件費(739千円増)、燃料費(341千円増)、更新前の旧車両が故障し運行不能になったための代車費用等(390千円増)が主な要因となっています。

○過去3年の状況

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	2,693	2,478	1,675
経常費用	39,703	41,202	42,383
経常損益	△37,010	△38,724	△40,707
収支率	6.8%	6.0%	4.0%

(3) 車両更新

平成15年度の運行当初に購入したまっくんバス(日野リエッセ)について15年が経過し、修繕費等もかさんでいたため、新車両に更新しました。(平成31年3月納入)

新車両：日野ポンチョ6.3mショート

購入価格：22,052千円(特別交付税措置17,642千円)

4 令和元年度事業費

(1) 巡回バス委託料 38,000千円

5 利用促進について

(1) 平成 30 年度の利用促進について

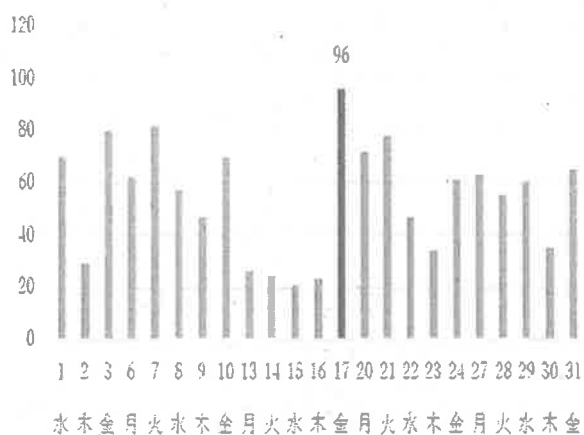
①高齢者（75 歳以上）の運賃無料化（利用者の約半数が 75 歳以上の高齢者と推定されます。）

②まっくんバス無料乗り放題デーの実施

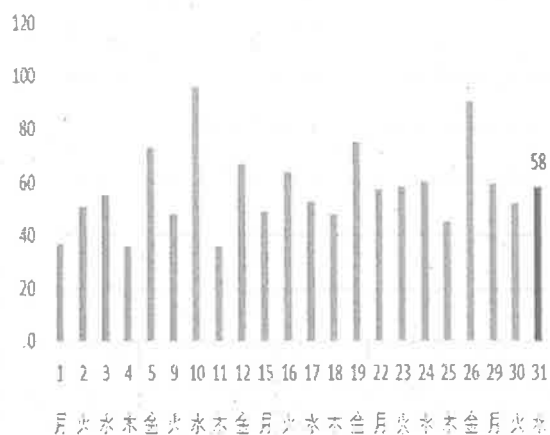
（伊那本線、伊那市内路線バス、箕輪町コミュニティバスも同様の取り組みを実施）

H30 実施日	乗車人数	前年度参考	前年比
8 月 17 日（金）	96 人	46 人（8 月 18 日（金））	+50 人（109%増）
10 月 31 日（水）	58 人	58 人（10 月 31 日（火））	増減なし
12 月 27 日（木）	69 人	54 人（12 月 27 日（水））	+15 人（28%増）
3 月 26 日（火）	163 人	68 人（3 月 27 日（火））	+95 人（140%増）

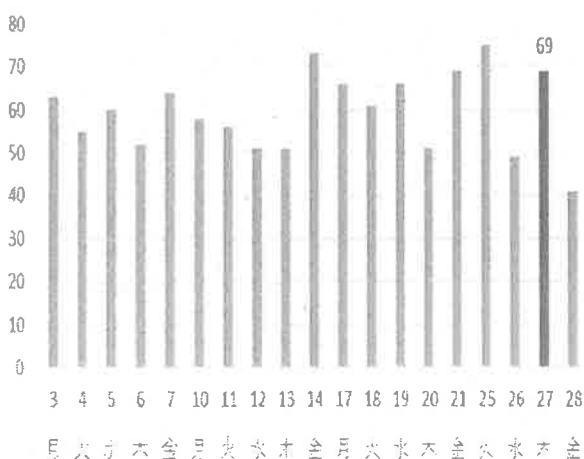
H30.8月



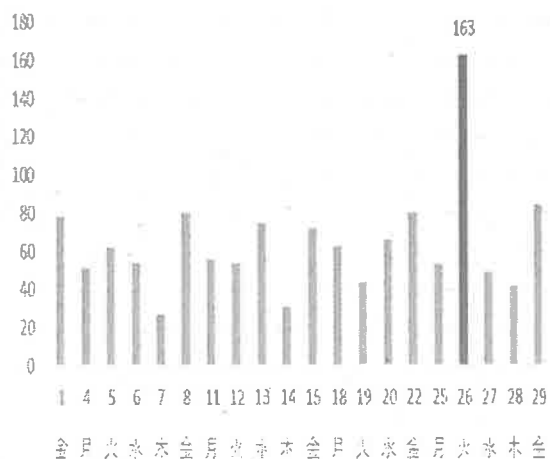
H30.10月



H30.12月



H31.3月



③その他

村内保育園、伊那市内幼稚園の遠足での利用や、民間の放課後デイサービス事業者が児童のまっくんバス乗車体験等を実施しています。

(2) 令和元年度の利用促進について

①高齢者（75歳以上）の運賃無料化（平成30年4月から実施）

②無料乗り放題デーの実施（年間3回程度）

伊那市、箕輪町と連携して実施（伊那本線は、10円バスの日として実施）

③その他、保育園児のバス育等を実施

伊那地域定住自立圏構想における行政区域間縦断路線「伊那本線」について

1 路線概要

伊那市、箕輪町及び南箕輪村が連携して定住自立圏を形成するにあたり、相互の結びつき及びネットワークを強化するとともに、中心市としての都市機能を高めるため、バス路線2路線の運行を開始

名称	伊那本線（行政区域間縦断路線）
運行開始日	平成 29 年 4 月 1 日
運行内容	平成 29 年度運行当初：月～金：上り下り各 9 便 ※平成 30 年 4 月改正（現行） 月～金：上り下り各 7 便 土日祝：上り下り各 3 便
運賃	区間制 150 円～350 円
事業費 (30 年度実績)	運行委託料：40,705 千円/年 時刻表作成料：206 千円 (3 市町村で走行距離按分、時刻表は人口割) ・伊那市 22,000 千円 ・箕輪町 10,725 千円 ・南箕輪村 8,186 千円（全額特別交付税措置）

※ 運行内容の詳細は、別添「定住自立圏バス路線図」をご参照ください。

※ 定住自立圏について

地方圏への人口定住を促進するため、総務省が促進する施策。人口が5万人程度以上で、昼間の人口が夜間を上回る都市が「中心市」となり、「近隣市町村」と連携・協力して、医療・福祉や公共交通、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保を図ります。取り組みには国からの財政措置があり、南箕輪村の場合は近隣市町村として関連事業費1,500万円まで特別交付税で措置されます。

2 利用実績（別紙2のとおり）

3 利用促進の取組み

平成 30 年度実績【3 市町村共通】

- ① 高齢者向けお試し乗車券の配布（健康教室、高齢者クラブ等）
（配布期間：7～8月、利用者 277 人 うち南箕輪村 146 人）
- ② 無料乗り放題デーの実施
- ③ 他のバス路線との乗継券（最大 200 円割引、当日限り有効）の発行
- ④ 広報番組等での P R
・各市町村公式ホームページ、ケーブルテレビ番組、有線放送 等

令和元年度の予定

高齢者を対象とした試乗券の配布、10 円バスの日、継続した広報・P R の実施

伊那市バス路線（旧伊那バス路線）「西箕輪線」の運行について

1 経過

伊那バス㈱の独自路線「西箕輪線」の運行に関しては、これまで運行補助をしてきましたが、赤字が続いているとして伊那バス㈱から本村及び伊那市へ改めて支援要請がありました。西箕輪線は、伊那養護学校への通学や村内から伊那市への直通便として利用されるなど、生活路線として重要な役割を担っているため、村地域公共交通会議に諮り、運行の継続を前提に、運行日や運行本数の見直しを含めて伊那市及び伊那バス㈱と協議することとしました。

2 協議の結果

(1) 伊那市地域公共交通協議会が運行する路線として西箕輪線を存続させる。

(2) 南箕輪村は、村内運行分（3km）について伊那市地域公共交通協議会へ負担金を支払う。

(3) 経費を削減するため、運行本数の見直しを行う。

（見直し内容）

- ・土曜日に運行している 11 便について、利用が少ない 4 便の運行を取りやめる。
現状の全 29 便のうちの 4 便の削減となり、これにより平日 13 便、土曜日 7 便
日祝祭日 5 便の運行となる。

3 運行経費の想定額

運行経費	34,930 千円	
運賃収入	4,748 千円	
差引運行委託料	30,182 千円	
うち		
南箕輪村負担分	6,154 千円	20.4%（距離按分）
特別交付税	4,923 千円	措置率 80%
一般財源	1,231 千円	

4 スケジュール

平成 31 年

2 月中旬 伊那市地域公共交通協議会で協議会路線として運行することを決定

4 月 1 日 運行開始

